

## 富田林市要綱第57号

### 富田林市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定する指針をいう。
- (2) 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- (3) 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- (4) 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- (5) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。

(事前確認)

第3条 法第5条の3第1項の規定により認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、あらかじめ公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）による確認（法第5条の4に規定する認定基準（同条第4号に掲げる認定基準にあつては、マンション管理適正化指針に定める事項に限る。）に適合している旨を証するためにセンターが行う事前確認をいう。）を受けなければならない。

(認定の申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）別記様式第1号による申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 規則第1条の2第1項各号に掲げる書類
- (2) 前条の事前確認によりセンターが発行した事前確認適合証

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新について準用する。この場合において、同項中「規則別記様式第1号」とあるのは、「規則別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

(認定の通知)

第5条 市長は、認定申請を受理したときは、その内容を審査の上、相当と認めた

場合は、規則別記様式第1号の2による通知書により、認定管理者等に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新について準用する。この場合において、同項中「規則別記様式第1号の2」とあるのは、「規則別記様式第1号の4」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第6条 認定管理者等は、規則第1条の9の規定による軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第1号)に、認定申請を行った際の添付書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(変更認定の申請)

第7条 法第5条の7第1項の規定により認定管理計画の変更(前条の軽微な変更を除く。)の認定申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする認定管理者等は、規則別記様式第1号の5による申請書の正本及び副本に、認定申請を行った際の添付書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(変更認定の通知)

第8条 市長は、変更認定申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、規則別記様式第1号の6による通知書により、認定管理者等に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、認定申請又は変更認定申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合しないときは、マンション管理計画を認定しない旨の通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類

(2) 規則別記様式第1号の2及び別記第1号の4による通知書

2 前項の場合において、認定管理者等が第8条の変更認定を受けているときは、次に掲げる書類も併せて市長に提出するものとする。

(1) 変更認定申請を行った際の申請書の副本及びその添付書類

(2) 規則別記様式第1号の6による通知書

(申請の取下げ)

第11条 認定申請又は変更認定申請をした者は、市長の認定又は変更認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定申請取下届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第12条 市長は、法第5条の8の規定により、管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求めるときは、法第5条の8に基づく報告を求める旨の通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により、管理計画認定マンションの管理の状況を市長に報告するときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第6号)により行うものとする。

(改善命令)

第13条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第14条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、マンションの管理に関する計画の認定等の事務に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。